

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engu.jp/>

第15号

2015年

援護基金の調査・研究活動のことなど

皆様には当援護基金の活動に格別のご理解とご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

公益財団法人として新しく出発して2年を経ようとしています。

創設以来そうでありましたように、社会的弱者、経済的弱者の司法的救済に向けての調査・研究事業への助成が活動の中心事業と考えることができます。

この事業の昨今のいくつかの事例をあげてみますとー

- ・ 成年被後見人選挙権回復訴訟
- ・ 茶のしずく石鹸やカネボウ美白化粧品白斑被害救済などの消費者被害対策
- ・ 外国人研修生・技能実習生への違法、不当な労働問題
- ・ 福島第一原発事故の被災、避難のための来道者救済活動
- ・ 「子どもシェルター」の開設、運営のための支援
- ・ 障がい者施設での虐待行為の実態の解明と防止のための活動支援

等々、多岐に及びます。

しかし、この中でも決定的に弱い立場にいる人への虐待問題が特徴的であり、心が痛みます。

これまで隠されていたことが、虐待防止立法とともに少しずつ明らかにされてきたと認識される大きな社会問題でもあります。

人間が壊れてきているのかと減入る事態もあります。

当援護基金の援護、助成が日夜現場で格闘している方々にとって、小さくても力強い支援になればと切に願っています。

今後とも公益財団法人札幌法律援護基金をよろしくご支援いただきますよう心からお願い申し上げます。



2015年（平成27年）3月

理事長 渡辺 英一
(札幌弁護士会所属弁護士)

子どもに寄り添い、子どもの声に耳を傾けて

NPO法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田 信也

子どもシェルター「レラピリカ」を立ち上げてから1年が経過し、これまで18人の子どもたちが利用してくれました。札幌法律援護基金からは、設立以来、多額のご支援をいただき心より感謝申し上げます。

「子どもシェルター」は、虐待や非行などの困難を抱え、家庭や施設に居場所を失った14、15歳から20歳未満の子どもたちのための緊急避難所です。現在全国で14ヶ所の「子どもシェルター」が開設されています。弁護士が子どもの人権救済活動をやっていると、親からの虐待で家庭で安心して暮らせない子、少年非行で引き取り手や帰る先が見つからない子、家庭が崩壊して生活の場が失われた子など、帰る家のない子どもに出会うことが結構あります。こうした子どもたちは、18歳未満であれば、児童福祉法上の要保護児童に該当し、社会的養護の対象になるはずなのですが、児童相談所の一時保護所が定員を超えて満員状態であったり、思春期の子どもへの個別対応ができる態勢になかったりして、なかなかすぐには保護してもらえない現実があります。それが、18歳以上になると、就労支援を目的とする「自立援助ホーム」以外に子どもたちを支援する公的制度が全くなりません。18歳から20歳までの2年間は、社会的養護の「真空地帯」と言っても過言ではありません。

このような「制度の狭間」でもがいている子ども

に寄り添い、一緒に生きる道を考えようというのが子どもシェルターなのです。

子どもシェルターには、専門スタッフが常駐し、子どもにはきれいな個室と温かい食事が用意され、子ども担当弁護士（略して「コタン」）が1名つきますが、利用料は一切かかりません。「コタン」が、本人の気持ちやニーズを聞き取り、2～3ヶ月の間で、子どもに安心と自信、心の自由を回復してもらいます。そして、親や児童相談所などとの交渉・調整を経て、家庭へ復帰する場合がありますし、それが難しければ、自立援助ホームへ転居したり、生活保護を受けてアパートへ入居することを決めて退去して行くことになります。

シェルターに入所した子どもたちは皆、苦しく、辛い「子ども期」を生きています。朝きちんと起きて、三食たべて、お休みなさいと言って寝るといごく普通の日常生活ができない子も多いのです。それが、家庭的な雰囲気の中で、子どもとして扱われる経験と普通の日常生活を送ることによって子どもたちは変わっていきます。その時、私たちは「子どもの育つ力」を実感します。2年目は正念場です。「大丈夫、一緒に考えよう。ひとりぼっちじゃないんだよ。あなたは大切なひと」を合い言葉にスタッフ一同新たな気持ちで頑張りますので、今後とも、ご支援のほどよろしく願っています。



常務理事からひとこと

援護基金だより15号をお届け致します。

2013年（平成25年）4月1日、「公益財団法人」として新たな船出をし、早くも2年が経とうとしています。2014年（平成26年）度は、消費者被害対策、障がい者への虐待問題、居場所のない子ども達の「シェルター」などへの支援を行いました。社会的、経済的に弱い立場の方々を支援する必要性が一層高まっていると感じております。

今後とも、当基金に対し、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事 朝倉 靖